

◎県議会議員の定数等に係る人口の特例に関する条例（条例第1号）

1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定に基づき、平成23年4月10日に行う県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに当該一般選挙における選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に係る人口について、地方自治法及び公職選挙法の特例を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）